

Cots多文化教室2024

在住外国人の
生活にかかわる法制度

Cots代表理事 西村 明夫

1

3. 身分・地位にもとづくもの

- ① 就労の制限なし
- ② 永住者を除き在留期間の定めあり
- ③ 永住許可の条件(ガイドラインあり)
 - ⇒ 素行善良、独立生計、10年滞在、刑なし、納税等の義務遂行
 - ⇒ 10年要件の例外あり: 日本人の配偶者等3年、定住者5年など

Copyright Cots

4

■ 日本人との違い分類

1. 在留資格制度の適用

- ① 在留資格あり ⇒ 一部(生活保護や公務員就任)を除き、日本人と同様の法適用
- ② 在留資格なし ⇒ 一部(子どもの教育、労働基準、感染症、出産など)を除き、日本人と同様の法適用なし

2. 国籍法の適用

- ① 血統主義 ⇒ 両親が外国籍なら日本で生まれても外国籍
- ② 国籍取得に条件あり

Copyright Cots

2

■ 在留資格のない人びと

1. 不法入国(旅券なし)

2. 不法上陸(旅券あり・許可なし)

3. 不法残留・非正規滞在

- ① 超過滞在(オーバーステイ): 在留期間が切れている人
- ② 資格外活動者

Copyright Cots

5

■ 在留資格

1. 特定範囲の中で就労が認められるもの

- ① 専門職や特別な技能をもつ者
- ② 在留資格ごとに決められた範囲の中でのみ就労可能

2. 就労が認められないもの

- ① 就労不可: 短期滞在(旅行やビジネス)
- ② 許可があれば週28時間まで就労可能: 留学、家族滞在

Copyright Cots

3

3. 入管の非正規滞在者への対応

- ① 収容前置主義
- ② 違反審査 ⇒ 退去強制(強制送還)
- ③ 仮放免(就労不可、保証金支払、定期的な出頭、旅行の制限)
- ④ 在留特別許可 ⇒ 日本での生活歴、家族状況などを勘案
- ⑤ 難民ビザ(特定活動)
 - ・難民認定申請の審査中の一時滞在のための在留資格
 - ・難民認定の可能性が高い者に付与(厳し目の対応)
 - ・6か月の在留期間・更新可
 - ・就労可能

Copyright Cots

6

■ 国籍取得

1. 日本の国籍制度

- ① 血統主義(父母両系) ⇔ 出生地主義
- ② 二重国籍不可(22歳までに選択)
 - ・日本人との間にできた子ども: 非嫡出子の国籍は
- ③ 無国籍の問題

2. 帰化(国籍取得)の条件

5年以上滞在(国際結婚などで短縮措置あり)、20歳以上、素行善良、刑なし、公的義務履行、生計、日本語能力など

Copyright Cota 7

3. 養子縁組

- ① 普通養子
 - ・実の親との親子関係は存続
- ② 特別養子
 - ・実の親との関係は終了
 - ・6歳未満など年齢要件あり
 - ・家庭裁判所の許可で成立
- ③ 在留資格・帰化との関係
 - ・養子縁組だけで在留資格や日本国籍は取れない
 - ・子どもの養子は非正規滞在の場合は在留特別許可の可能性あり

Copyright Cota 10

■ 結婚・離婚・養子縁組

1. 結婚(外国人同士の結婚)

- ① 両者の本国の法律が基本
- ② 区市町村への婚姻届と本国大使館への届け出
- ③ 婚姻要件具備証明書(独身証明書)、出生証明書が必要
- ④ 在留資格の有無は不問

[参考]

- ・日本人と外国人の結婚で「姓」は変わらない(変更手続きあり)

Copyright Cota 8

■ 労働法制度

1. 国籍差別の禁止

- ① 外国人の労働条件の差別的取り扱いを禁止
 - ・就業規則の適用
 - ・労働条件の書面での明示
 - ・非正規滞在の相談者の入管への通報配慮
- ② 在留資格の有無不問
- ③ 労働条件での相談先: 労働基準監督署
- ④ 求職や職業訓練の相談: ハローワーク
- ⑤ 労働者災害補償保険(労災)の適用

Copyright Cota 11

2. 離婚(外国人と日本人の離婚)

- ① 協議離婚: 区市町村への離婚届の提出
 - ⇒ 多くの国で協議離婚制度なし(日本在住ならば離婚成立)
- ② 調停離婚: 家庭裁判所の調停による離婚
- ③ 裁判離婚: 相手が行方不明の場合に活用できる制度
 - ⇒ 地方裁判所へ離婚の申立て、公示通達により離婚成立
- ④ DVケース: 相手が離婚に応じない場合は調停離婚・裁判離婚
 - ・調停や裁判の出頭時刻を相手とずらすこと(裁判所に相談)
 - ・裁判中は住民票を移さないこと
 - (相手が離婚に応じる場合は離婚届の親権欄に注意)

Copyright Cota 9

■ 公務員就任の国籍条項

1. 公務員の任用

- ・労働法制の対象外: 雇用契約ではなく特別権力関係

2. 国籍条項

- ① 内容: 公の意思形成と公権力の行使に関わる職に外国人不可
- ② 根拠: 内閣法制局の見解(当然の法理として)
- ③ 不可の具体例
 - ・公の意思形成職: 国家公務員、地方公務員の課長以上ポスト、教諭
 - ・公権力の行使職: 警察官、消防職員、税職員

Copyright Cota 12

■ 医療制度

1. 診療行為

- ・医師、歯科医師には応召義務あり(医師法、歯科医師法ともに第19条第1項の規定)

2. 公的医療保険

- ・中長期在留者は加入義務あり
- ・国民健康保険加入には在留資格は必要

3. 医療費公費負担などの支援制度

- ・養育医療、精神保健医療、入院助産など日本人と同様
- (一部の制度は在留資格の有無不問)

Copyright Cote 13

■ 福祉制度

1. 生活保護

- ・外国人に対しては「準用」:日本人の配偶者等、永住者、永住者の配偶者等、定住者、難民認定者に適用

2. 年金

- ・加入が義務:受給資格10年
- ・帰国による脱退一時金あり:5年(60月)限度で返戻

3. 児童福祉

- ・児童手当、児童扶養手当の支給
- ・児童相談所の業務

Copyright Cote 14

■ 刑事事件手続き

1. 逮捕から起訴・裁判まで

- ① 逮捕・取り調べ:48時間以内に検察送致→10日以内(10日間延長あり)に起訴(略式起訴(罰金刑のみ)あり)・不起訴決定
→起訴後<公判準備>→裁判
- ② 勾留:留置施設(警察署内の留置場または拘置所)で身体拘束
 - ・携帯電話の没収、自殺や逃亡に活用できる衣類なども没収
 - ・面会は起訴後に可能

2. 外国人の場合の注意事項

- ① 弁護士への依頼(お金がない場合は国選弁護士(起訴後対応))
- ② 通訳人の依頼(通訳が分からなければ代えてもらうこと)

Copyright Cote 15